

尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年2月25日(金) 14時00分～14時55分

2. 開催場所 向島公民館 2階 大研修室

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

会長	19番	土山 浩二			
副会長	2番	金藤 祐治	8番	山田 清	
委員	1番	米田 健一	3番	村上 智彦	4番 吉原 正紀
	5番	松森 智	6番	安井 常人	7番 上峠 数博
	9番	高本 博文	10番	村上 正	11番 中司 睦枝
	12番	大西 寛幸	13番	岡本 幸平	14番 原 弘子
	15番	片山 博	16番	高橋 泰登	17番 八津川 和司

欠席委員 1人

18番 檜原 生夫

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案(審議事項)

議案第5号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第6号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第8号 非農地証明申請について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(一般分)(議事参与制限分)

議案第10号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について(一般分)

議案第11号 農地法第18条の規定による許可申請について

審議事項(2) 「尾道市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」
に対する意見について

第3 議案(報告事項)

報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第7号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について

報告第8号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置について

報告第9号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置について

第4 その他

その他

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 市川 昌志

事務局職員 宮崎 伸昭 高橋 知佐子 中島 幸恵 小田 充彦

6. 農林水産課職員

職員 主田 孝弘 越智 大介

7. 会議の概要

会 長	あいさつ（省略）
議 長	<p>本日の出席者の報告をさせていただきます。委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は4番・吉原正紀委員、5番・松森智委員にお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、出席を見合わせていただきました。</p>
議 長	<p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第5号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案第5号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第5号、19番から27番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号19番、権利の種類は、売買による所有権移転の設定です。</p> <p>申請地は、木ノ庄町木門田の1筆、現況地目は田、面積は438㎡です。</p> <p>譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は相手方の要望によるです。</p> <p>譲受人の経営面積は1,457㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>この申請については、2月3日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号20番、権利の種類は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、浦崎町の2筆、現況地目は畑、面積は合わせて706㎡です。</p> <p>譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。</p> <p>譲受人の経営面積は5,571.56㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>申請番号21番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、浦崎町の1筆、現況地目は畑、面積は125㎡です。</p> <p>譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。</p> <p>譲受人の経営面積は3,787㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>申請番号20番、21番については、2月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号22番、権利の種類は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、御調町貝ヶ原の1筆、現況地目は畑、面積は155㎡です。</p> <p>譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は自宅から近く利便性を高めるためです。</p> <p>譲受人の経営面積は5,636㎡であり、下限面積の2,000㎡を充たします。</p> <p>この申請については、2月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号23番、権利の種類は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、御調町大田の1筆、現況地目は田、面積は253㎡です。</p> <p>譲渡理由は後継者がいないため経営縮小、譲受理由は所有農地と隣接し、利便性を高めるためです。</p> <p>譲受人の経営面積は2,223㎡であり、下限面積の2,000㎡を充たします。</p> <p>この申請については、2月7日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号24番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。</p> <p>申請地は、向島町の10筆、現況地目は畑、面積は合わせて1,119㎡です。</p> <p>譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業経営の規模拡大のためです。</p> <p>譲受人の経営面積は3,895.3㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。</p> <p>この申請については、2月4日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p>

申請番号25番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。
申請地は、因島中庄町の3筆、現況地目は畑、面積は合わせて1,278㎡です。
譲渡理由は遠隔地につき耕作不能、譲受理由は新規就農者としてです。
譲受人の経営面積は、新規就農者のためありませんが、今回の譲受面積が合計で1,278㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。
なお、新規就農者のため営農計画書が添付されており、自家消費のための柑橘を耕作する計画となっています。

申請番号26番、権利の種類は、売買による所有権移転です。
申請地は、因島中庄町の1筆、現況地目は畑、面積は56㎡です。
譲渡理由は兼業による耕作困難、譲受理由は利便性を高めるためです。
譲受人の経営面積は5,587㎡であり、下限面積の1,000㎡を充たします。
なお、譲受人は、当該農地に隣接する宅地と一体で譲り受ける予定となっております。
申請番号25番、26番については、2月9日、村上智彦委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号27番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。
申請地は、瀬戸田町中野の2筆、現況地目は畑、面積は合わせて1,876㎡です。
譲渡理由は高齢による経営縮小、譲受理由は農業後継者としてです。
譲受人の経営面積は4,100㎡であり、下限面積の3,000㎡を充たします。
この申請については、2月9日、高本委員、佐々木推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号19番から27番につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号19番から27番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案6号、1番を議案書をもとに説明)

申請番号1番、所在は、瀬戸田町荻の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、738㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は、農業用倉庫用地で農業用倉庫1棟、建築面積153㎡、駐車場及び車両旋回スペースが計画されています。

申請人はこの度、自己所有農地を転用して、営農の効率を上げるため、農業用倉庫を建築したいというものです。

この申請については、2月9日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号1番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案7号、8番から20番までを議案書をもとに説明)

申請番号8番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、吉和町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、213㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分は、第2種農地と考えられます。

転用目的は、資材置場用地で、資材置場が計画されています。

譲受人は、申請地を取得して、趣味である木工作業の資材置場として利用したいというものです。

この申請については、2月3日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号9番から11番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。

所在は、美ノ郷町三成の全4筆、地目は田、農振農用地区域外、合計2,689㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、建売分譲用地で、住宅14棟、駐車場各2区画、進入路、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を取得して、建売住宅を分譲したいというもので、都市計画法に基づく開発許可見込みです。

申請番号12番から14番も関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、すべて売買による所有権の移転です。

所在は、美ノ郷町白江の全7筆、地目は田及び山林、農振農用地区域外、合計2,727㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、建売分譲用地で、住宅12棟、駐車場各2区画、進入路、合併浄化槽が計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く不動産業を営む法人であり、申請地を取得して、建売住宅を分譲したいというもので、都市計画法に基づく開発許可見込みです。

9番から14番の申請については、2月3日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号15番、申請内容は、売買による所有権の移転です。
所在は、浦崎町の1筆、地目は畑、農振農用地区域外、611㎡の転用計画です。
申請地は、都市計画区域外にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。
転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル150枚、発電量27.5kwが計画されています。

譲受人は、福山市に本店を置く、再生可能エネルギー発電事業を営む法人であり、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというもので、経済産業省の再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けております。

この申請については、2月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号16番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、御調町丸門田の2筆、地目は田、農振農用地区域外、合計1,658㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル156枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く、再生可能エネルギー発電事業を営む法人であり、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

この申請については、2月7日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

なお、申請地には隣接する住宅があることから、申請代理人が、事前に隣接住人に対し事業説明を行っており、事業に対する同意書が提出されております。

申請番号17番から18番は関連案件のため一括して説明いたします。

申請内容は、ともに売買による所有権の移転です。

所在は、御調町高尾の全6筆、地目は田及び畑、農振農用地区域外、合計2,439㎡の転用計画です。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、太陽光発電設備で、太陽光パネル312枚、発電量49.5kwが計画されています。

譲受人は、大阪市に本店を置く、再生可能エネルギー発電事業を営む法人であり、申請地を取得して、太陽光発電設備を設置したいというものです。

この申請については、2月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で、申請代理人立会いのもと、現地調査を行いました。

なお、申請番号16番から18番の太陽光事案につきましては、経済産業省による固定価格買取制度（FIT制度）の対象外の事業であり、転用事業者の関連会社が電力を買い取り、買い取った電力を（関連会社が）企業や個人に卸すというもので、申請に際しては、転用事業者と、（電力を買い取る）関連会社との間で締結された、「発電売買契約書」の確認をしております。

申請番号19番、申請内容は、売買による所有権の移転です。

所在は、向東町の3筆、地目は畑及び宅地、農振農用地区域外、合計99㎡の転用計画です。

申請地は、市街化調整区域にあり、農地区分は、その他2種と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で、庭敷が計画されています。

譲受人は、三原市に本店を置く不動産業を営む法人であり、この度、隣接する宅地及び建物と一体利用する申請地を同時に取得して、庭敷や花壇として利用したいというものです。

なお、申請地は、一部がすでに宅地としての利用状況にあるため、申請に際しては顛末書が添付されております。

この申請については、2月4日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号20番、申請内容は、贈与による所有権の移転です。

所在は、瀬戸田町御寺の1筆、地目は畑、農用地区域内、79㎡の転用計画です。

現在は、農用地区域内農地ですが、農用地区域の除外申請を行っており、除外が見込まれております。

申請地は、非線引き都市計画区域にあり、土地改良事業（農地保全整備事業）を施行した農地であり、農地区分は、第1種と考えられます。

転用目的は、宅地拡張で、駐車場が計画されています。

譲受人は、申請地の隣接地に居住しておりますが、駐車スペースを確保するため、この度、分筆登記のうえ、譲り受けて、自家用駐車場として利用したいというものです。
本件は、農地法施行規則第33条第4号「住宅そのた申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当するものです。
この申請については、2月9日、米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。
なお、本件は、第1種農地に係る転用案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなりします。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。
これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。
申請番号8番から20番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。
なお、関係他法令が審査中につき、他法令が許可になりしだい、許可決定することといたします。
また申請番号20番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議長

次に、議案第8号「非農地証明申請について」を議題といたします。
事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第8号、非農地証明申請について、ご説明いたします。
(議案第8号、3番から20番を議案書をもとに説明)

申請番号3番から8番までは、同一地域で、判定地目も同一のため、一括して説明します。

申請番号3番は、栗原町の1筆、現況地目は、山林で、面積は、34㎡です。
申請番号4番は、栗原町の1筆、現況地目は、山林で、面積は、350㎡です。
申請番号5番は、栗原町の3筆、現況地目は、山林で、面積は、合計183㎡です。
申請番号6番は、栗原町の1筆、現況地目は、山林で、面積は、165㎡です。
申請番号7番は、栗原町の2筆、現況地目は、山林で、面積は、合計138㎡です。
申請番号8番は、栗原町の5筆、現況地目は、山林で、面積は、合計554.54㎡です。

利用状況は、それぞれ、高齢化などにより、耕作を放棄し、現在は雑木が繁茂し山林化している状況です。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

つぎに、申請番号9番は、栗原町の3筆、現況地目は、宅地で、面積は、合計166.45㎡です。

利用状況は、昭和45年頃、プレハブ建物を設置しており、現在利用はしておりませんが、現存しています。

農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

申請番号10番は、栗原町の3筆、現況地目は、雑種地で、面積は合計141㎡です。
利用状況は、平成元年頃から、駐車場用地として賃貸しておりましたが、現在は解約となり、更地となっている状況です。
農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。

申請番号11番は、栗原町の1筆、現況地目は、雑種地で、面積は合計96㎡です。利用状況は、昭和61年頃から、耕作しておらず、現在は駐車場用地となっています。農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。申請番号3番から11番については、2月3日、安井委員、江良推進委員と事務局職員で現地調査を行い、それぞれ山林または宅地及び雑種地に判定されました。

つぎに、申請番号12番は、美ノ郷町三成の3筆、現況地目は、原野で、面積は合計604㎡です。利用状況は、平成10年頃から、耕作を放棄し、現在は原野化しているものです。農振地域外、第3種農地、市街化区域です。

申請番号13番は、美ノ郷町本郷の1筆、現況地目は、宅地で、面積は95㎡です。利用状況は、昭和26年頃に倉庫を建築してから、宅地として利用しているものです。農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。申請番号12番と13番については、2月3日、上峠委員、笠井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、それぞれ山林と宅地に判定されました。

つぎに、申請番号14番は、浦崎町の1筆、現況地目は、宅地で、面積は168㎡です。利用状況は、昭和42年頃、住宅離れ（平屋）を建築し、以来宅地として利用しているものです。農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

申請番号15番は、浦崎町の2筆、現況地目は、原野で、面積は合計511㎡です。利用状況は、昭和60年頃から、耕作を放棄し、雑木・竹等が繁茂し原野化しているものです。農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。

申請番号16番は、浦崎町の2筆、現況地目は、宅地で、面積は合計165㎡です。利用状況は、昭和53年頃に、農業用倉庫を建築し、現在も利用している状況です。農振農用地区域外、第2種農地、都市計画区域外です。申請番号14番から16番については、2月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で現地調査を行い、それぞれ宅地と原野に判定されました。

つぎに、申請番号17番は、御調町丸河南の1筆、現況地目は、山林及び雑種地で、面積は531㎡です。利用状況は、平成元年頃から、耕作を放棄し山林化している状況ですが、一部は駐車場としている状況です。農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域です。この申請については、2月7日、松森委員、石本推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林一部雑種地に判定されました。

つぎに、申請番号18番は、向東町の1筆、現況地目は、山林で、面積は809㎡です。利用状況は、平成元年頃から耕作を放棄し、現在は山林化しているものです。農振農用地区域外、第2種農地、市街化調整区域です。この申請については、2月4日、中司委員、林原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

つぎに、申請番号19番は、因島中庄町の1筆、現況地目は、山林で、面積は138㎡です。利用状況は、平成10年頃より、耕作されておらず、雑木が繁茂し山林化しているものです。農振農用地区域外、第2種農地、非線引き都市計画区域の用途地域外です。この申請については、2月9日、村上智彦委員、松浦推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

つぎに、申請番号20番は、因島重井町の2筆、現況地目は、宅地で、面積は合計127㎡です。

利用状況は、昭和50年頃から、木造の物置とコンクリートブロック造の倉庫が建築されており、宅地利用されています。

農振地域外、第3種農地、非線引き都市計画区域の用途地域内です。

この申請については、2月9日、村上智彦委員、村上佐代子推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号3番から20番は、原案のとおり受理決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり受理決定することに決しました。

議長

次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）（議事参与制限分）」を議題といたします。

この議案については、私に関する議案がありますので、議長を金藤副会長と交代します。

(議長 金藤副会長に交代)

議長代理

ただいま議長を交代しました。

この議案の審議については、『農業委員会等に関する法律』第31条第1項の規定「議事参与の制限」により、19番・土山浩二委員の退室を求めます。

[19番・土山浩二委員 退室]

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第9号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）（議事参与制限分）、ご説明いたします。

(議案第9号、3番を議案書をもとに説明)

番号3番、土地の所在は、御調町植野字国平、地目は、現況登記ともに田、面積は797㎡です。

権利の種類は賃貸借権の設定、賃借料は10aあたり玄米30kg、利用目的は水稻です。

契約期間は令和4年4月1日から令和6年3月31日です。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長代理

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号3番は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

退室した19番・土山浩二委員の入室を求めます。

〔土山浩二委員 入室〕

ここで、議長を土山会長と再度交代します。

(議長 土山会長に交代)

議長

議長を再度交代しました。

次に、議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第10号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について（一般分）、ご説明いたします。

(議案第10号、4番から117番を議案書をもとに説明)

利用権設定関係について新規就農分の申請番号4のみ説明させていただきます。

なお、経営規模の拡大など、新規分の申請番号5から34までと、以前から利用権を設定していて、その期間を更新する、または利用権の設定が終わって1年未満の農地で新たに設定を行うといった更新分の申請番号35から117までは、説明を省略させていただきます。

では、新規就農分について説明をさせていただきます。

番号4番、土地の所在は因島洲江町字佐屋、地目は、現況登記ともに畑、面積は555㎡、他5筆で、合計面積は、3,974㎡です。

権利の種類は使用貸借権の設定、利用目的は果樹です。

契約期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日です。

借受人は、現在、会社員ですが、幼少の頃から農業にたずさわる環境にあり、近い将来、専業農家として生計を立てたいという希望を持っておられます。

聴き取りした貸渡人の信頼も厚く、貸渡人の敷地内にある倉庫を借り受け、すでに宮原地区で果樹栽培に取り組んでいるそうです。

この申請については、2月9日に米田委員、藤岡推進委員と事務局職員で現地調査を行い、その後、貸渡人宅を訪れて聴き取りを行い、利用権の設定については問題ないものと確認しております。

以上、説明を省略させていただきました新規・更新分を含め、これら全て、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

申請番号4番から117番は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり決定することに決しました。

議長

次に、議案第11号「農地法第18条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第11号、農地法第18条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

(議案第11号、1番を議案書をもとに説明)

まず、第18条の賃貸借の解約に関する許可について説明をさせていただきます。
添付の資料をご覧ください。

1枚目の「1 農地等の解約の制限」について、農地法第18条第1項では、農地等の賃貸借の当事者は、農業委員会の許可を受けなければ、賃貸借の解除をし、解約の申入れをし、合意による解約をし、又は賃貸借の更新をしない旨の通知をしてはならない、ただし、次の場合は除く、ということで、下の(1)から(8)の場合以外には、許可が必要となります。

許可が必要な場合の、解除、解約の申入れ、合意による解約、更新をしない旨の通知、については、1枚目の裏面の「参考」のところをご覧ください。

「解除」は、当然守らなければならない義務を怠った場合に相手方がそのことを理由に賃貸借契約を終了させるもの、「解約の申入れ」は当事者の一方が賃貸借の終了させるもの、「合意による解約」は、双方の合意によるもの、「更新をしない旨の通知」は、期間満了後に更新しないこと意思表示となります。

なお、通常に行っている18条6項の合意解約については、双方が解約に合意し、1枚目表面の(2)にあたるもので、許可不要の場合となります。

今回の18条の許可申請については、借受人が所在不明で、合意解約できないため、許可申請がされております。

次に賃貸借の解約の許可基準について、2枚目をご覧ください。賃貸借の解約の許可については法第18条第2項の1～6号のいずれかに該当しなければならず、

- 1つ目が賃借人が信義に反した行為をした場合、例えば賃借人が賃借料を払わないなど、
- 2つ目が農地を転用する等、農地以外のものにすることが相当であると認められる場合、
- 3つ目が賃借人自身が耕作した方が良いと判断される場合、
- 4つ目が賃借人が農地中間管理機構と協議すべき旨の勧告を受けた場合、
- 5つ目が農地所有適格法人がその要件を欠いた場合、
- 6つ目がその他正当の事由がある場合として、その例として、賃借人の離農等により、賃貸借関係を終了させることが相当であると客観的に認められる場合の以上が許可の基準となります。

それでは申請案件の説明をします。

申請番号1番、申請地は御調町岩根の1筆、現況地目は畑、面積は878㎡です。

申請者は貸渡人で、賃貸借契約の状況は「戦前小作」で賃料は不明です。

解約形態は「解除」、解約理由は、40年以上耕作されておらず、賃借料も支払われていないため、また、先代が契約した賃貸借であり、申請者は当該農地の賃貸について全く知らなかったため、借受人のことを知らず、所在も分からず連絡が取れないことによるものです。

なお、賃借人について事務局で調べたところ、平成26年12月31日に亡くなられていたことを確認しました。

この申請について、2月7日、八津川委員、宮迫推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。現地は耕作されず、貸渡人により保全管理が行われている状況でした。

この申請につきましては、農地法第18条第2項第6号「その他正当の事由がある場合」(参考資料の2枚目の裏面に記載がありますが)、賃貸借関係を終了させることが相当であると客観的に認められるため、許可要件を満たすと考えます。

なお、本件は、賃貸借の解約の許可案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。補足説明および質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。
申請番号1番は、原案のとおり決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。
本件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。

議 長

次に、市からの意見聴取案件である審議事項(2)「尾道市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に対する意見について」を議題といたします。
この説明のために農林水産課の職員が出席されていますので、農林水産課より説明を求めます。

農林水産
課職員

本日は、諮問させていただきます「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」について、概要を説明します。

主な事業としましては、一つ目として、認定農業者制度の農業経営の目標として、年間労働時間や年間農業所得などについて記載しております。

二つ目として、農業経営基盤強化促進事業では、利用権設定等促進事業などがございます。

それでは、基本構想の見直しの基本的考え方について、説明をさせていただきます。

農業経営基盤強化促進法では、都道府県が当該地域において将来の農業のあるべき姿について総合的な計画を定めた「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」を、おおむね5年ごとに10年間を見通して策定することとされています。

広島県では、令和2年度が策定年度であり、「2025広島県農林水産業アクションプログラム」の趣旨に沿った基本方針としつつ、平成23年3月に策定(平成28年7月一部変更)された基本方針の見直しが行われ、令和3年3月に策定されました。

本市でも、改正された「広島県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の趣旨に沿い、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しを行うものです。

また、市が基本構想を定めようとするときは、農業委員会及び農業協同組合の意見を聴かなければならないとされておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、今回の基本構想で見直しを行った主な変更点について、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の新旧対照表にて説明をさせていただきます。

3ページ目をご覧ください。

「第1 定義」を追加しました。この度、定義を追加することで、本文中の根拠規定の記載を削除しております。また、定義づけがされたことで、法律等に記載されている事項で、基本構想への記載が必須ではない事項を割愛しております。

本文中には、削除された箇所が多くは、これに該当します。

次に4ページをご覧ください。

農用地面積などの数値については、最新のものに変更しています。

次に5ページをご覧ください。

基本構想の目標年次の記載を削除し、県の基本方針と同じ概ね10年後としました。

次に9ページをご覧ください。

第3の農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様に関する類型ごとの効率かつ安定的な農業経営の指標の「組織経営体」について、今までは「集落法人(経営発展型)」、「集落法人(地域貢献型)」、「農業参入企業」及び「一般法人」の4区分ありましたが、「集落法人」と「一般法人」の2区分に変更しました。

10ページから13ページが別表1であり、「個別経営体」に関して示しております。
14ページから15ページが別表2であり、「組織経営体」の集落法人与一般法人に関して示しております。
また、現在の認定農業者の状況に合わせて、経営類型や経営規模、生産方式などを一部変更しています。

次に33ページをご覧ください。

第5農地利用集積円滑化事業に関する事項については、33ページから39ページ記載しておりましたが、農業経営基盤強化促進法の改正により、事業廃止されたことに伴い、該当部分を削除しました。

その他として、語句の修正や軽微な変更も行っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

本件については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意見決定することに決しました。

農林水産課の方、ご苦勞様でした。

[農林水産課、退席]

議長

次に、報告事項に入ります。

報告第6号から第9号までを一括して審査を行います。

農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。

(質問、意見なし)

質疑がないようなので、報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。

議長

次に、その他に入ります。

まず最初に、各調査区での活動状況を報告していただきます。

報告事案等があれば挙手のうえ報告してください。

各委員

(活動状況報告：省略)

議長

次に、事務局より、その他・連絡事項についての説明を求めます。

事務局

(その他・連絡事項について説明)

議長

ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は挙手をしてください。

(挙手なし)

それではこれをもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会にあたり副会長があいさつをいたします。

副会長

長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。

本日はご苦勞様でした。